



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	ANANG SIGIT WASITO
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

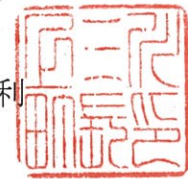
UU

公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	WAHYU ADZDZAKI YOGA PRATAMA
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

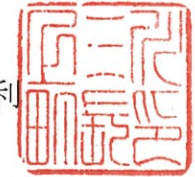


公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TRAN VAN DOAN
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	NGUYEN VAN TUYEN
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	前澤 徹
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	半田 瑠伊
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	高木 佑斗
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

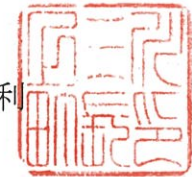


公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

蛭田 康暉

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	齋藤 巨來
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	篠崎 雄一
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	松本 翔太
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	萩原 蓮
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	永藤 邦治
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

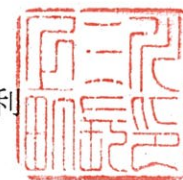


公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	廻谷 幸廣
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	中村 尚功
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

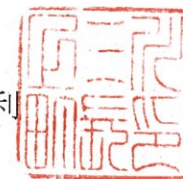


公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	曾根 佑大
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	中嶋 崇人
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	岩本 新大
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	松田 慎
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	平野 充孝
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	NGO THI MAI THU
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第138号
令和8年8月10日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	SOUL VANNETH
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	